

## 法人用賃貸住宅総合保険ワイドLの販売開始

弊社では以前より、法人がご契約者となり、社宅として使用する賃貸住宅に入居する従業員等の方を補償の対象とする「法人用賃貸住宅総合保険」を販売しておりましたが、法人のご契約者様からの「社員の安全、安心にかかる補償をもっと充実してほしい」との声を受け、法人用賃貸住宅総合保険の新たな契約タイプである「ワイドL」を開発し、販売を開始いたしました。

### 1. 商品名

法人用賃貸住宅総合保険ワイド<sup>エル</sup>L

(正式名称：被保険者死亡による復旧費用保険金補償特約、法人用補償拡大特約、地震費用保険金補償特約付帯法人用賃貸住宅総合保険)

### 2. 販売開始日

2020年1月16日

### 3. 【特長】ワイドLで保険金をお支払いする主な事例<sup>※</sup>

※補償の詳細は弊社がご用意するパンフレット、重要事項説明書、普通保険約款・特約条項をご確認ください。

#### (1) 自然災害への対応

##### ①被災転居費用保険金

火災、落雷、風水害等により当社から家財保険金をお支払いしたものの、借戸室も損害(半損以上)を受け転居せざるを得なくなった場合、転居費用を30万円を限度にお支払いします。

##### ②地震費用保険金

地震により借戸室が属する建物が全壊となった場合、10万円を定額でお支払いします。

#### (2) 犯罪被害への対応

##### ①ストーカー対策費用保険金

ストーカー行為を受け警察にストーカー規制法に基づく申出を行い受理された場合、対策費用(転居費用を含みます。)を30万円を限度にお支払いします。

##### ②盗難転居費用保険金

空き巣にあい当社から盗難保険金をお支払いしたものの、その後不安解消のため転居せざるを得なくなった場合、転居費用を30万円を限度にお支払いします。

#### 【付記】

弊社代理店の一部では法人用賃貸住宅総合保険を取り扱っておりません。

\*ただし、法人がご契約者となり、社宅として使用する賃貸住宅に入居する従業員等の方を補償の対象とする別種の商品を取り扱っておりますので当該代理店にご相談ください。

今後も当社は、「お客様の尊重」、「社会からの信頼の確立」を企業活動の原点とし、お客様本位の業務運営に基づいた具体的な取組みを全うしてまいります。

ご不明な点がございましたら、下記窓口までご連絡くださいますようお願いいたします。

(担当窓口) 0120-592-166 [ 平日9:00~17:00 ]

以上